

# DIY規約

- 1.本規約に定めるDIYとは借主が自らの費用負担で部屋の内装工事及び造作物の設置等を行うことをいう。
- 2.貸主は借主が行うDIYを原則認める。  
但し、借主はDIY実施箇所を貸主が指定する書面にて通知し、貸主の承認を得ることとする。
- 3.貸主は借主がDIYを行った箇所の原状回復義務を免除する。  
但し、貸主の承認を得ることなくDIYを行った箇所については、借主の費用負担にて原状回復するものとする。
- 4.DIYを行った箇所以外の原状回復については、通常損耗や経年劣化を除き原則として借主の費用負担とする。
- 5.借主はDIYを行った施工部分についての買取請求権及び有益費償還請求権を放棄するものとする。
- 6.建築基準法や消防法など各関係法令を遵守し、法令に違反する行為を伴うDIYを行うことはできないものとする。
- 7.DIYを行う時間帯は午前9時から午後6時までとする。  
作業可能時間内であっても、近隣より騒音等の苦情があった場合は借主は作業を中止することを予め承諾する。
- 8.貸主は借主に対しDIY工事の工程表の提出を求めることができ、近隣への工事の通知を行わせることができるものとする。
- 9.建物躯体部分（コンクリート部分等）へのDIYを行うことは一切できないものとする。
- 10.DIYを行うことができる箇所は原則として専有部分のみとする。  
共用部分（玄関ドア・共用廊下・ベランダ等）にDIYを行うことはできないものとする。
- 11.フローリング等の床材を変更する場合、遮音性能L45と同等以上の床材を使用するものとする。
- 12.借主は電気・ガス・水道は法令上又は安全管理上、専門業者等による施工が必要な場合、必ず専門業者等に依頼する事とする。
- 13.借主はDIY不動産の手引きに記載の内容をよく理解し、善良なる管理者の義務を持ってDIYを行うものとする。
- 14.借主は原則として通常生活に必要な設備（キッチン・風呂・トイレ・洗面台）をなくすことはできないものとする。  
また契約を解除する際はこれらの設備を使用可能な状態で貸主に引き渡すものとする。

私は本規定の内容を十分に確認・理解した上で、この規定を必ず履行することをここに誓約致します。

本規定に違反したことにより、貸主又は管理会社よりDIY施工禁止又は退去命令の勧告を受けたとしても一切の異議申立てをしないことをここに誓約致します。

平成 年 月 日

(借主) 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印